

日本学生支援機構貸与奨学金（第一種）
茨城県奨学資金
を返還している方へ

東海村奨学金返還支援補助金申請の添付書類について

日本学生支援機構貸与奨学金（第一種）と茨城県奨学資金の返還者は、下記の書類を内容が鮮明に分かるように撮影し、電子申請時に添付してください。
なお、郵送により申請する場合は各証明書の原本を添付してください。
※東海村奨学金の返還者は、添付書類の提出は不要です。

1 申請に必要な添付書類

- ① 大学等を卒業したことを証する書類
- ② 対象となる奨学金の貸与を証する書類
- ③ 奨学金の返還計画の全体を確認することができる書類
- ④ 補助対象期間（申請の前年度）の返還額を証する書類

【添付書類一覧表】

申請数	貸与機関	①	②	③	④
初回	日本学生支援機構	○ 卒業証明書	○ 奨学金貸与証明書	○ 奨学金返還証明書	○ 奨学金返還額証明書
	茨城県	卒業証書等	○ 奨学資金貸与証明書	○ 奨学資金返還計画書	○ 奨学資金返還額証明書
2回目以降	日本学生支援機構	—	—	※	○ 奨学金返還額証明書
	茨城県	—	—	※	○ 奨学資金返還額証明書

※返還計画を変更した場合は、添付してください。

2 奨学金（奨学資金）返還額証明書を申請する際の注意事項

- (1) 「奨学金（奨学資金）返還額証明書（④）」は、毎年添付が必要です。
- (2) 証明する期間は、「令和7年4月1日（令和7年度途中から返還を開始した方は、返還開始月の1日）から令和8年3月31日まで」と指定してください。
- (3) 茨城県奨学資金の証明書交付申請書様式には、期間を指定する欄がありません。県教育委員会に申請する際に「返還期間を指定した証明書が必要」であることを必ず申し

出てください。期間の指定をしないと、返還開始から申請時点までの返還額総額の証明書が発行されてしまい、補助対象期間の返還額を確認できません。

- (4) 各種証明書は、発行に時間を要する可能性がありますので、時間に余裕をもってご用意ください。添付書類をすべてそろえて、申請期限までに申請してください。

3 各証明書の申請方法及び問合せ先

次に記載した申請方法は、各団体のホームページから情報を抜粋したものです。取扱いが変更となっている可能性がありますので、詳細は各団体のホームページをご確認いただくか、各団体にお問い合わせください。

(1) 日本学生支援機構貸与奨学金（第一種）

申請方法	奨学金貸与・給付・返還情報提供サービス「スカラネット・パーソナル」から申請又は日本学生支援機構 奨学事業総務課総務係へ郵送請求 ※詳細は日本学生支援機構のホームページをご確認ください。
問い合わせ	奨学金相談センター（TEL 0570-666-301）

(2) 茨城県奨学資金

申請方法	茨城県教育庁学校教育部高校教育課（茨城県庁 22 階）窓口申請書を持参又は現金書留により郵送し申請 ※証明書発行は有料です。 ※入学一時金の返還免除制度対象の方は、月額貸与の返還分についてのみ申請してください。 ※詳細は、茨城県教育委員会のホームページをご確認ください。
問い合わせ	茨城県教育庁 学校教育部 高校教育課（TEL 029-301-6045）